

民事訴訟における専門部・集中部について

仙台高等裁判所長官 市村陽典

1 はじめに

東京、大阪など大きな地方裁判所においては、労働、行政、知財、交通など特定の分野の事件について、他の事件と区別してこれを集約的に取り扱う専門部又は集中部が設けられている。現在の下級審の裁判実務、なかでも専門訴訟の分野において、東京、大阪など都市部の裁判所に設けられた専門部・集中部が果たしている役割は決して小さくない。

このような専門部・集中部が存在するという自体は法律実務家にはよく知られていることであり、交通事件、労働事件、知財事件などを取り扱うことが多い弁護士であれば、既に当該専門部の実情などもよく承知しておられるはずである。しかし、現在、専門部・集中部が全国にどのくらい存在するか、その専門性はどうかやって確保されているかということは案外知られていない。

そこで、今回は現在の専門部・集中部の状況を紹介したい。

2 専門部・集中部とは

下級裁判所においては、部が複数あるとき、係属した事件をどの部で取り扱うかは各裁判所の裁判官会議において予め定められた事務分配規程の定めるところによるが、規模の大きな裁判所では、専門性の強い事件について特定部を取扱部と定めて、一つ又は複数の部に集約して取り扱うこととされていることが多い。例えば東京地裁では、行政・労働・知財・医療・建築・交通・商事の七つの専門訴訟について、専門的に取り扱う部を設け、これらの事件はそれ以外の部では取り扱われない。

もっとも、このようにして特定の部で取り扱う専門訴訟事件は、各庁ごとにその取扱範囲が定義されており、同じように「行政部」「労働部」「建築部」という表現がされていても、その取り扱う範囲は各裁判所によって微妙に異なっている。東京地裁の場合、行政事件であっても、公務災害不認定処分の取消しなど労働に関する行政事件は労働部に、知的財産権に関する行政処分に関する行政事件は知財部が取り扱うものとされ、「行政部」（2部・3部・38部・51部）では取り扱われない。

当該部が専ら特定の種類の事件のみを取り扱い、通常事件の配てんを受けないときには、その部を「専門部」と呼び、通常事件も併せて取り扱うときには、その部を「集中部」と呼んでいる。

専門部又は集中部を設けている裁判所は、次表のとおりである（◎は専門部、○は集中部）。

| | 行政部 | 労働部 | 知財部 | 医療部 | 建築部 | 交通部 | 商事部 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 東京 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 横浜 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| さいたま | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 千葉 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 大阪 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 京都 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 神戸 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 名古屋 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |

| | 行政部 | 労働部 | 知財部 | 医療部 | 建築部 | 交通部 | 商事部 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 広島 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 福岡 | | ○ | | ○ | | | |
| 仙台 | | | | ○ | | | |
| 札幌 | | | | ○ | ○ | | |

同表のとおり、専門部を設けているのは、東京地裁の行政、労働、知財、建築、交通、商事の各部門と、大阪地裁の労働、知財、建築、交通、商事の各部門だけであり、そのほかはいずれも集中部である。

また、専門訴訟の類型ごとにみれば、労働事件及び医療事件について設けている庁はそれぞれ10庁（うち、労働事件については2庁は専門部）、行政事件について設けている庁は9庁（うち1庁は専門部）、知財事件について設けている庁は7庁（うち2庁は専門部）、交通事件について設けている庁は4庁（うち2庁は専門部）、建築事件について設けている庁は4庁（うち2庁は専門部）、商事事件について設けている庁は2庁（いずれも専門部）である。

東京地裁の場合、右に述べた専門部のうち、行政部、労働部については昭和27年1月に、知財部は昭和36年1月にそれぞれ設置され、また、はっきりとした時期は明らかでないものの、交通部、商事部についても、かなり古い時期から専門部として設置されていたようである。他方、医療部と建築部について初めて専門部又は集中部が設けられたのは、平成13年4月と割合最近のことである。

なお、東京地裁には、人事訴訟が家庭裁判所に移管されるより前にこれを集約的に取り扱う人事部が設けられ、また手形事件が多かった時期には手形部が設けられていたが、現在はいずれも解消されている。

3 専門訴訟の係属状況—平成26年度

専門訴訟については、事件を特定の部で集約的に取り扱う場合には、一般的には、専門的な知識・経験が蓄積されることによって専門性の高い事件処理が可能となり、事件処理も効率的に行われるメリットがあると考えられている。また、医療事件や建築事件など判断の前提として技術面での専門的な知見が必要である場合には、大学病院や建築士会などと普段から意見交換などを行い、良好な意思の疎通が可能となることも長所の一つであろう。

他方、裁判官、書記官などの人的資源には限りがあるから、専門部・集中部に人的資源を投入することは、その分だけ、それ以外の通常事件等を取り扱う戦力が減少することを意味している。また、専門部・集中部を設けても、ある程度の数の新受事件が係属しなければ、専門性の向上にもつながりにくく、具体的な事案においてはすぐに争点が数多くなりがちで、一つの事件の処理に多大なマンパワーを必要とするような類型の専門訴訟については、そのような事件を一つの部に集めることが、かえって事件処理の停滞を招く結果になる危険も考えなければならない。

そうしたことから、専門部・集中部を設けて事件処理を行うかどうかは、各裁判所において、過去の実績等を勘案するなどして当該専門訴訟の新受件数などを予想しながら、専門部又は集中部態勢で事件処理を行うことによる利害得失を慎重に検討して決めている。

東京地裁の場合、平成26年度の専門訴訟の新受事件の係属状況をみると、交通事件が約1400件（全国総数約1万3500件）、労働事件が約980件（全国総数約3250件）、行政事件が約670件（全国総数約2100件）、知財事件が約350件（全国総数約540件）、建築事件が340件（2010件）、医療事件が約180件（全国総数約850件）といずれも、相当数の新受事件が係属したようである。ちなみに、この年の通常事件は全国総数が約14万2500件であり、東京地裁に係属したのは約3万5000件（全国総数の24%）であることと比較してみると、知財事件、行政事件は、より高い比率で東京地裁への係属が認められるのに対し、交通事件、

建築事件、医療事件は、通常事件の集中割合に比べ、東京地裁に係属する割合は低いことが分かる。

同様に平成 26 年度の仙台地裁における専門訴訟の新受事件の係属状況をみると、交通事件は約 200 件係属したが、そのほかは、いずれも 50 件に満たない件数にとどまっている。

4 専門性を確保する方法

専門部・集中部の態勢をとる以上、その審理や判決において、より高い質の専門性が確保されることが大切である。

このような態勢をとることによって同一の裁判体が同種の事件を数多く取り扱うことになれば、同一又は類似の論点に接する機会が増え、提出される証拠の評価においても他事件における経験が役に立つことも少なくない。もとより実際の紛争にかかる事案は個別具体的であり、類似事案を取り扱ったことがあるからといって、それだけで別の新たな事案について容易に結論が出せるわけではない。しかし、法律上の論点などは共通する部分が少なくなく、類似事案を取り扱った経験の積み重ねが専門性の向上に大きく結びつくことは間違いがない。また、専門部には、過去に当該専門部に在籍したりして特にその分野に深い経験のある者が一定割合配置され、その知識や経験が、初めて当該専門訴訟を取り扱う者に伝えられるという形で専門性が承継されることも多い。

しかし、専門部・集中部では、それだけでなく、様々な形で専門性を高めるための仕組みや工夫がされている。多くの専門部・集中部では、合理的な審理を目指して審理方式の類型化・定型化が試みられ、繰り返し実務を行う中でその改善が積み重ねられている。さらに、多くの専門部・集中部においては、当該分野における様々な問題について、部内で裁判官・書記官が集まって定期的に勉強会を開いて、新しい課題の検討や情報のアップデートを図っている。東京地裁の商事部では、私が在籍した当時は、裁判官・書記官が、訴訟、更生、非訟の各部門ごとに、それぞれ毎週 1 回の割合で勉強会を開いていた。また、それ以外にも、新しい課題が発生する都度、問題を抽象化した純粋な法律問題の形にした上で、検討のための勉強会が開かれていた（このような勉強会では、参加者から表明される様々な意見や考え方は、あくまで提出者の参考にされるにとどまるものであったが、問題点をより深く考えるには役に立っていた。）。

また、訴訟の対象として取り扱う事案が技術的な専門性の強い医療事件、建築事件などでは、これらの専門家である医師や建築士などの知見が不可欠である。そのため、医療事件や建築事件などを取り扱う専門部・集中部では、普段から大学の医学部付属病院、地元の建築士会などと継続的に意見交換会等を行っており、知財部においても、大学教授、研究者、弁理士などを専門委員として活用するなどしている。訴訟の対象である紛争を解決するについて、技術面の専門家の協力が必要な事案が増えると、このような専門家らとの協力関係はますます重要となるが、そのような関係を円滑に維持するという意味でも、専門部・集中部が果たす役割が大きい。

5 専門部・集中部の活動と役割

以上のように、専門部・集中部は、行政、労働、知財、医療などの専門訴訟の分野における審理の在り方や実体法解釈について、裁判の質を高め、実務をリードする役割を果たしている。また、このような専門部・集中部で経験を積んだ裁判官・書記官は、その後ほかの裁判所においても、当該分野でのリーダー的役割を務めることが多い。

他方において、専門部・集中部は、当該分野の技術面での専門的知見を有する医師や建築士ら専門家との窓口となるとともに、それぞれの専門訴訟における情報の発信など社会に向けたセンター的な役割を果たしている（例えば、東京地裁の知財部は平成 24 年 1 月に「特許侵害訴訟の審理モデル」を公表し、同庁の交通部は東京三弁護士会交通事故処理委員会において毎年講演を行っている。）。

様々な技術が発達した現在、より質の高い裁判を維持していく上で専門部・集中部の果たすべき役割はさらに重要性を増すものと思われる。